

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成24年1月12日(2012.1.12)

【公開番号】特開2010-128423(P2010-128423A)

【公開日】平成22年6月10日(2010.6.10)

【年通号数】公開・登録公報2010-023

【出願番号】特願2008-306049(P2008-306049)

【国際特許分類】

G 02 B 1/10 (2006.01)

G 02 B 1/11 (2006.01)

G 02 C 7/00 (2006.01)

G 02 C 7/02 (2006.01)

【F I】

G 02 B 1/10 Z

G 02 B 1/10 A

G 02 C 7/00

G 02 C 7/02

【手続補正書】

【提出日】平成23年11月22日(2011.11.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

光学基材と、

前記光学基材の表面に積層された機能層とを有し、

前記機能層の厚みT  $\mu$ mが以下の条件を満たす、光学物品。

6.5  $d_n + 4.0 \leq T \leq 10.0$

ただし、厚みTは5  $\mu$ mより大きく、 $d_n$ は前記光学基材と前記機能層との境界における屈折率差であり、以下の条件を満たす。

0.06  $d_n \leq 0.4$

【請求項2】

請求項1において、

さらに、前記機能層の厚みTが以下の条件を満たす、光学物品。

10.4  $d_n + 4.0 \leq T \leq 10.0$

【請求項3】

請求項2において、

さらに、前記機能層の厚みTが以下の条件を満たす、光学物品。

18.7  $d_n + 4.2 \leq T \leq 10.0$

【請求項4】

請求項3において、

さらに、前記機能層の厚みTが以下の条件を満たす、光学物品。

28.7  $d_n + 4.3 \leq T \leq 10.0$

【請求項5】

請求項4において、

さらに、前記機能層の厚みTが以下の条件を満たす、光学物品。

3 5 . 2 d n + 4 . 4 T 1 0 0

【請求項 6】

請求項 1 ないし 5 のいずれかにおいて、  
前記機能層の厚み T は  $50 \mu m$  以下である、光学物品。

【請求項 7】

請求項 1 ないし 6 のいずれかにおいて、  
前記機能層はハードコート層を含む、光学物品。

【請求項 8】

プラスチックレンズ基材と、  
前記プラスチックレンズ基材の表面に積層された機能層と、  
を含む眼鏡レンズと、  
前記眼鏡レンズが装着されたフレームと、を含み、  
前記機能層の厚み T  $\mu m$  が以下の条件を満たす、眼鏡。

6 . 5 d n + 4 . 0 T 1 0 0

ただし、厚み T は  $5 \mu m$  より大きく、d n は前記光学基材と前記機能層との境界における屈折率差であり、以下の条件を満たす。

0 . 0 6 d n 0 . 4